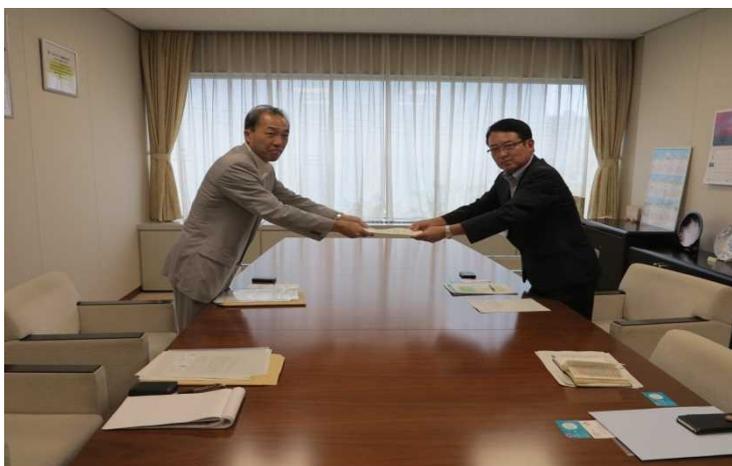


埼玉労働局長による「働き方改革」企業トップへの働きかけ

— A G S株式会社 —

平成28年9月26日、田畑 一雄 埼玉労働局長が、A G S株式会社の代表取締役社長である石井 進氏を訪問。「働き方改革」への取組状況をお聴きし、更なる取り組みへの推進をお願いしました。



※ A G S株式会社の石井 進 代表取締役社長（右）に、要請書を手交する田畑埼玉労働局長（左）。

< A G S株式会社 >

本店所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-3-25 A G Sビル
設 立	昭和46年7月
代 表 者	代表取締役社長 石井 進
従 業 員 数	930名（平成28年3月現在）
事 業 内 容	情報処理サービス、ソフトウェア開発、 その他情報サービス、システム機器販売

【 実 施 内 容 】

1. A G S グループ健康経営宣言

平成28年7月1日より、「AGSグループ健康経営宣言」を制定し、様々な取組の実施を開始。主な取り組みは、以下のとおり。

- ・勤務間インターバル制度
退勤から翌日の出勤まで11時間のインターバルを義務付ける制度
- ・健康増進のための産業医面談
従業員が健康維持・増進のためのアドバイスを受けるため、産業医による面談を実施
- ・定時退社日の徹底
毎週水曜日を定時退社日とし、全社員がメリハリを持って働く意識付けを実施
- ・有給休暇の取得促進
夏休みの連続休暇の取得を推奨するなどを通して、有給休暇取得促進を実施
- ・本社食堂にて健康メニューの開始
本社食堂にて650kcal以下で野菜量140g以上のヘルシーメニューの導入
- ・ラジオ体操の実施
各事業所にて毎日15時にラジオ体操を実施
- ・健康マイレージ制度の導入
健康に関する個人の取組を「健康マイレージ」として集め、Q u oカードや地域への貢献活動に還元する制度

2. 両立支援対策

育児支援制度の社内セミナーや管理者研修を実施し、仕事と家庭の両立を職場全体でサポートする意識を浸透させている。

育休の利用状況は過去3年では取得率100%、復帰前に事前面談を行うなど、取得後のサポートにも注力している。在宅勤務制度は常時30人程度、育児短時間勤務制度は子が小学校3年生修了時まで利用可能であり、毎年度20人以上が利用している。

さらに、子の看護休暇、介護休暇は半日単位で取得可能とし、多様な働き方を推進するとともに、介護離職防止の取組として、平成27年度より介護休業期間を最大184日としている。

3. その他

均等・両立推進企業表彰【ファミリー・フレンドリー企業部門】埼玉労働局長優良賞受賞

(平成27年度)

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」取得

(平成25年度)